

工事名：新港ふ頭東緑地等構造物撤去工事(R8)

質 問 内 容	<p>① 「見積等による採用単価」の見積りは3社見積りでしょうか？ 物価調査会の見積価格と現場実施見積価格に乖離があるため、ご教授願います。</p> <p>② 近年、材料燃料価格の高騰で輸送費、資材価格が上昇しています。 見積り等による採用単価の徴収時期が令和7年10月～令和8年2月と ありますが、直近の実勢価格に変更対象となるかご教授願います。</p> <p>③ 「現場説明における条件明示2-1」について、手続き完了はいつ頃でしょうか？</p> <p>④ 「現場説明における条件明示2-3」について、放置車両だけでなく港湾関係者、 一般車両も駐車されているので支障になります。 工事期間は規制可能でしょうか？</p> <p>⑤ 「現場説明における条件明示6-1」について、コンクリート殻は近年、有筋無筋問わず 有料になっています。変更対象になるかご教授願います。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------------------	---

回答)

- ① 特別な場合を除き、原則3社以上から見積を徴収しています。
- ② 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、
請負代金額が不相当となったときは、請負代金額の変更を請求することができます。
- ③ 工事の現場着手前までに手続きを完了させる予定です。
- ④ 港湾関係者に対して工事の事前説明を行っておりますが、契約後に関係者と調整を行っ
たうえ、工事範囲の規制を行う予定です。なお、放置車両が工事着手前までに撤去ができ
ない場合は、その範囲外から施工を行う計画です。
- ⑤ コンクリート塊（無筋・有筋）の処分費が無料の施設があり、運搬費との合計から最も
経済的な費用を計上しているため、変更の対象としません。
ただし、特別な事情がある場合は、設計変更の協議を行います。